

# 公益社団法人茨城県農林振興公社果樹経営支援対策事業等特例業務方法書

産振第442号 平成24年10月15日承認  
産振第812号 平成26年 3月31日承認  
産振第265号 平成26年 6月30日承認  
産振第219号 平成27年 7月 8日承認  
産振第290号 平成28年 6月 9日承認  
産振第171号 平成29年 5月15日承認

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この業務方法書は、公益社団法人茨城県農林振興公社（以下「公社」という。）が行う果樹経営支援対策事業等の業務の方法についての基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

### (業務運営の基本方針)

第2条 公社は、その行う業務の公共的重要性にかんがみ、行政庁、公益財団法人中央果実協会（以下「中央果実協会」という。）その他関係機関との緊密な連絡のもとに、その業務を公正かつ効率的に運営するものとする。

### (業務)

第3条 公社は、定款第4条第1項に基づく事業として、果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号。以下「果振法」という。）、果樹農業好循環形成総合等対策実施要綱（平成13年4月11日付け12生産第2774号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）及び果樹農業好循環形成総合等対策実施要領（平成13年4月11日付け12生産第2775号農林水産省生産局長通知。以下「要領」という。）に基づき、以下に掲げる業務を行う。

- (1) 果樹経営支援対策事業及び果樹未収益期間支援事業の実施並びにこれらの事業に対する補助
  - (2) 本条に定める業務に附帯する業務
- 2 前項の業務の対象は、かんきつ類の果樹、りんご、ぶどう、なし、もも、とうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、ぎんなん、ブルーベリー及びイチジクとする。

## 第2章 事業の実施に対する補助

### 第1節 総則

#### (補助金交付の際に附する条件)

第4条 公社は、支援対象者に対して補助金を交付する場合には、次の条件を附する。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年4月30日農林省令第18号）、要綱、要領、中央果実協会の業務方法書及びこの業務方法書に従わなければならないこと
- (2) 前号に定めるもののほか、公社が別に定める補助金の交付の目的を達成するため、特に必要と認められる条件

#### (補助金の返還)

第5条 公社は、支援対象者が交付された補助金の扱いに関し前条の規定に違反し、又は補助金の管理に関し重大な過失を犯したときは、当該支援対象者に対し、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(加算金)

第6条 公社は、前条に基づき支援対象者に補助金の返還を命じたときは、補助金を交付した日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付させるものとする。

(補助対象となる経費及び補助率)

第7条 各事業の補助対象となる経費及び補助率は、別表1及び別表2に定めるところによる。

## 第2節 果樹経営支援対策事業

(事業の内容等)

第8条 果樹経営支援対策事業は（以下第2節において「本事業」という。）、競争力の高い産地を育成するため、産地自らが策定した果樹産地構造改革計画（要領第2の1の（1）のアの果樹産地構造改革計画をいう。以下「産地計画」という。）に基づき、支援対象者（要領第2の1の（1）のイの表の支援対象者をいう。以下同じ。）が行う支援の対象となる取組（要領第2の1の（1）のイの表の支援の対象となる取組をいう。以下同じ。）に要する経費を補助する事業とする。

2 前項の事業の実施者は、公社とする。

(支援対象となる扱い手)

第9条 要領第2の1の（1）のイの表の支援対象者の欄の「産地計画において扱い手と定められた者」は、認定農業者（農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。）、果樹園経営計画認定者（果振法に基づく果樹園経営計画の認定を受けた者をいう。）、その他当該産地において将来にわたって継続的・安定的に果樹生産を担うことが確実と見込まれる者であるとして、産地計画において扱い手と定められた者をいうものとする。

(指定法人が特認する支援対象者)

第10条 要領第2の1の（1）のイの表の（1）の支援対象者の欄の④の「要綱第3の1の事業実施主体が特に必要と認める者」は、2年以内に扱い手が所有権若しくは賃借権を取得し、又は果実の生産を行うために必要となる基幹的な作業を受託する旨の契約（継続して8年以上の期間を有するものに限る。）を締結することが確実な農地にかかる取組を行うと中央果実協会が認める者をいうものとする。

2 要領第2の1の（1）のイの表の（2）の支援対象者の欄の③の「事業実施主体が特に必要と認める者」は、体制や業務の実績等からして推進事業を行うにふさわしいと中央果実協会が認める者をいうものとする。

(整備事業)

第11条 整備事業（要領第2の1の（1）のイの表の支援対象となる取組の欄の（1）の取組をいう。以下同じ。）の支援の対象となる取組は次のとおりとする。

(1) 優良品目・品種への転換（要領第2の1の（1）のイの表の支援の対象となる取組の欄の（1）のアの改植又は高接の取組をいう。以下同じ。）は、次によるものとする。

ア 優良品目・品種への転換の改植とは、果樹の樹体を根本から切断（以下「伐採」という。）し、抜根するか又は枯死させ、跡地等に優良な品目又は品種（要領第2の1の（1）のイ又は今後、産地計画に生産を振興すると明記されることが確実な品目又は品種をいう。以下同じ。）の果樹を植栽することを

いう。ただし、果樹の樹体の伐採等を実施した果樹園と同等の面積を有する他の土地に優良な品目又は品種の果樹を植栽する場合（以下「移動改植」という。）、一定期間内に果樹の樹体の伐採等を確實に行うことを前提に当該樹体の近傍に優良な品目又は品種の果樹を植栽し、その後既存の樹体の伐採等を行う場合（以下「補植改植」という。）及び災害復旧対策等で伐採・抜根・整地等の工事を行った当該果樹園における植栽も改植（ただし、第3節を除く）とみなす。

イ 優良品目・品種への転換の高接とは、果樹の枝等に優良な品目又は品種の穂木を接ぐことをいうものとする。

ウ うんしゅうみかんの早生種及び極早生種を転換先とする場合は、転換先をうんしゅうみかんの早生種及び極早生種に限るものとする。また、原則として、早生種から極早生種への転換は対象としない。

エ 転換元と同じ品種への転換は対象としない。ただし、りんごのわい化栽培その他の生産性向上が期待される技術を導入する場合など中央果実協会が実施細則に定める場合にあってはこの限りではない。

オ 転換後の果樹園は、当該地域における栽培として通常の収穫をあげうるに十分な植栽密度で植栽するものとする。

カ 補植改植を行う場合にあっては、既存樹の伐採までの間、既存樹の整枝等を行うものとともに、植栽の翌々年度までに既存樹を伐採するものとする。

（2）小規模園地整備（要領第2の1の（1）のイの表の支援の対象となる取組の欄の（1）のイの取組の園内道の整備、傾斜の緩和、土壤土層改良又は排水路の整備をいう。以下同じ。）は、次によるものとする。

ア 小規模園地整備の園内道の整備は、園内作業道であって、舗装等を施し、スピードスプレイヤー、軽トラック、多目的作業車、小型運搬車等の省力化機械の導入が可能な道路を整備するものとする。

イ 園内道の整備については、かんきつ産地緊急対策事業に係る農道整備について（平成元年7月7日付け元農蚕第4392号農蚕園芸局長通知）に準じて行うものとする。

この場合、農作業上の安全性の確保に留意しつつ、費用対効果にも配慮して計画及び設計するものとする。

ウ 小規模園地整備を行う場合は、事業実施地区全体の土地基盤整備の計画等他の計画に留意しつつ、事前に市町村の関係部署及び関係機関と十分な調整を行うものとする。

（3）廃園（要領第2の1の（1）のイの表の支援の対象となる取組の欄の（1）のウの取組をいう。以下同じ。）は、次によるものとする。

ア 廃園は、果樹の樹体を伐採し、抜根するか又は枯死させ、跡地を果樹の栽培に利用しないことにより行うものとする。跡地については、果樹以外の樹木を植栽すること、被覆植物を植栽すること、牛等の家畜を放牧するための牧草地とすること、野菜等果樹以外の作物を植栽すること等に努めることとし、果樹の樹体を伐採後、土砂崩壊等による災害発生の恐れがある場合には裸地としないこと。

イ 間伐を目的とした伐採は対象としないものとする。

（4）用水・かん水施設の整備（要領第2の1の（1）のイの表の支援の対象となる取組の欄の（1）のエの取組をいう。以下同じ。）は、果実の品質向上等を目的として用水・かん水施設を整備するものとする。

（5）中央果実協会特認事業（要領第2の1の（1）のイの表の支援の対象となる取組の欄の（1）のオの規定により中央果実協会が特に必要と認める取組をいう。以下同じ。）は、生産性の向上が期待されるなど真に産地の構造改革に必要な次に掲げるものに限るものとする。

ア 園内道の代替施設としての園地管理軌道施設の整備

イ 優良品目・品種への転換の改植に相当する、廃園面積の範囲の中で行う果樹の植栽（以下「特認植栽」という。）

ウ 被害を防ぐために必要な防霜設備、防風設備の整備

エ 優良品目・品種への転換の改植に相当する、産地において普及すべき品種の生産を振興するために果樹の植栽が行われていない土地等で行う植栽（以下「新植」という。）

(推進事業)

第12条 推進事業（要領第2の1の（1）のイの表の支援の対象となる取組の欄の（2）の取組をいう。以下同じ。）の支援対象となる取組は次のとおりとする。

（1）労働力調整システムの構築（要領第2の1の（1）のイの表の支援の対象となる取組の欄の（2）のアの取組をいう。以下同じ。）は、臨時雇用のあっせんその他担い手の経営規模の拡大に必要な労働力の供給を行うシステムの構築、新規就農者等のための研修を行うものとする。

（2）果実供給力維持対策・園地情報システムの構築（要領第2の1の（1）のイの表の支援の対象となる取組の欄の（2）のイの取組をいう。以下同じ。）は、次によるものとする。

ア 果実供給力維持対策は、産地の果実供給力を維持・強化するため、産地の情報を収集するとともに補完調査を実施し、その調査結果を分析・整理することにより、将来を見据えた基盤整備のあり方、機械化対応等の樹形の変更、優良品目・品種への切り替え、新技術の導入・普及、後継者の育成・確保の方策等を検討し、産地の果実供給力を維持・強化するための対策として取りまとめるものとする。

イ 園地情報システムの構築は、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「中間管理事業法」という。）第4条に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）との連携等による担い手への園地集積、ブランド化に必要な品質の管理等のための園地情報システム、荒廃園地発生抑制のための体制の構築を行うものとする。

ウ 荒廃園地発生抑制のための体制の構築等に必要となる資機材の導入については、この目的を達成するために必要な最小限の規模とする。

（3）大苗育苗ほの設置（要領第2の1の（1）のイの表の支援の対象となる取組の欄の（2）のウの取組をいう。以下同じ。）は、次に掲げるものとする。

ア 改植等による果樹未収益期間を慣行の方法より短縮化すること、又は入手困難な新品種の苗を早急に確保すること等を目的として、購入した苗等を一定期間育苗するための育苗ほを設置するものとする。なお、育成する苗等は、優良品目・品種の果樹の苗等とし、今後の改植の計画等を勘案し適切な規模のものとする。

イ 新品種の普及を早急に図るため、苗木が不足して入手しにくい苗木生産に必要な穂木の母樹を育成・維持する体制を整備するものとする。

ウ 自然災害等により苗木の確保が緊急的に生じた場合であって、産地計画を達成するために必要な場合に苗木生産を行うものとする。

（4）新技術等の導入・普及支援（要領第2の1の（1）のイの表の支援の対象となる取組の欄の（2）のエの取組をいう。以下同じ。）は、次によるものとする。

ア 新技術等の導入支援は、生産現場において普及率が低く、今後普及させることが望ましい技術の導入のための実証及び定着・標準化のための技術研修会・講習会、異分野とのマッチングに向けた取組を行うものとする。さらに、ICT機器等については、産地の技術革新に向け、当該機器を活用した異分野の新技術の実証を行う場合に導入するものとする。

イ 実証ほ等の規模は、当該技術の技術的・経営的検討を行うために必要な最小限の規模とする。

（5）販路開拓・ブランド化の推進強化（要領第2の1の（1）のイの表の支援の対象となる取組の欄の（2）のオの取組をいう。以下同じ。）は、次によるものとする。

ア 販路開拓の推進強化は、今後振興すべき優良品目・品種を対象として、品質基準の設定等を通じた全国ブランドの構築を含め、ブランド化（他の地域、他の品種と差別化が図られて販売されることをいう。以下同じ。）の推進強化を図り、販路開拓を行うための調査、展示会等の活動を行うものとする。

イ 販路開拓・ブランド化の推進強化は、産地計画に基づき、将来を見通した流通販売戦略を基本として行うものとする。

ウ ブランド化の推進強化のために必要となる測定機器等の導入については、この目的を達成するために必要な最小限の規模とする。

（6）輸出用果実の生産・流通体系の実証（要領第2の1の（1）のイの表の支援の対象となる取組の欄の（2）のカの取組をいう。以下同じ。）は、次によるものとする。

ア 輸出用果実の生産・流通体系の実証は、輸出先国及び地域の残留農薬基準や検疫措置等の輸入条件に適合した果実を生産・流通するための実証試験の実施、モデル防除暦の作成、病害虫防除研修会の開催、輸出専用園地の設置、GAP・トレーサビリティ手法の導入等を行うものとする。

イ 実証ほの規模は、当該技術の検討を行うために必要な最小限の規模とする。

(7) 「産地キャリアプラン」の策定・推進（要領第2の1の（1）のイの表の支援の対象となる取組の欄の（2）のキの取組をいう。以下同じ。）は、国が示す「果樹経営キャリアプラン」に即して、市町村等が産地の実情を踏まえた「果樹産地キャリアプラン」の策定、同プランのホームページ等による情報発信、プラン達成に必要な新規就農者を対象とした研修園の設置等を行うものとする。

#### (関係機関等との調整)

第13条 推進事業を行う場合は、事業実施地区における他の類似の事業の計画に留意しつつ、事前に関係部署及び関係機関等と十分な調整を行うものとする。

#### (推進指導体制等)

第14条 本事業は、産地の自主性の発現を旨として、生産者及び生産出荷団体の主体的責任を持った取組を基礎にするとともに、本対策の効果的な実施により果樹産地の構造改革に資する観点から、以下の事項に留意して、関係者が一体となって推進するものとする。

- (1) 要綱第3の1の（6）のアの（イ）の都道府県段階における必要な推進体制の整備に当たっては、公社は茨城県と協力して実施計画又は実施報告の審査・確認等のための体制を整備するなど、本事業の円滑な推進が図られるよう配慮するものとする。
- (2) 要綱第3の1の（6）のアの（ウ）の産地段階における指導に当たっては、産地協議会の構成員が協力して計画時の事前確認、実施後の事後確認その他指導、調整等を行うなど、本事業の円滑な推進が図られるよう配慮するものとする。
- (3) 特に、定額の事業にあっては、正確な面積の把握に、定率事業にあっては、当該地域の実情に即した適正な事業内容、事業費となるよう関係者は配慮するものとする。
- (4) 要領第2の1の（4）により支援対象者から点検シートの提出があった場合には生産出荷団体が、当該支援対象者が生産出荷団体に所属していない場合は、産地協議会が点検シートの提出を受けるものとする。
- (5) 要領第2の1の（5）により支援対象者からチェックシートの提出があった場合には生産出荷団体が、当該支援対象者が生産出荷団体に所属していない場合は、産地協議会がチェックシートの提出を受けるものとする。
- (6) 産地パワーアップ事業（産地パワーアップ事業実施要綱（平成28年1月20日付け27生産第2390号農林水産事務次官依名通知）に定める事業をいう。以下同じ。）が実施されるに際し、中央果実協会は、基金管理団体（産地パワーアップ事業の基金管理団体をいう。）に対し、必要な助言等を行うものとする。また、公社は、県に対し、必要な助言等を行うように努めるものとする。

#### (整備事業の対象果樹園の要件)

第15条 整備事業は、以下に掲げるすべての要件を満たす土地を対象として実施するものとする。

- (1) 原則として、農業振興地域内の農用地区域及び生産緑地法第3条に基づく生産緑地地区において実施できるものとする。ただし、農地中間管理機構が整備事業を実施する果樹園、移動改植元の果樹園、廃園を行う果樹園については、この限りではない。
- (2) 整備事業の実施年度まで過去5年間以上、通常の収穫をあげうるに十分な植栽密度を有し、事業実施地域の生産出荷団体、地域農業改良普及センター等が定めた栽培指導指針等に即して、施肥、防除等の栽培管理が行われ、更に結果樹園にあっては収穫の作業が行われている果樹園であること。ただし、産地協議会が必要と認める果樹園、又は、新植を行う土地、移動改植先の土地、廃園見合いの改植先の土地にあってはこの限りではない。

- (3) 原則として、当該果樹園を農地以外のものにすることを前提とした所有権の移転又は賃貸借等使用収益権の設定若しくは移転に関する協議が、当該果樹園に係る生産者と第三者（地方公共団体を含む。）との間において整った果樹園でないこと。

（整備事業実施の要件）

第16条 整備事業を実施する場合は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 要領第2の1の(2)のア及びイに掲げる要件。ただし、実施細則に定める場合にあってはイに掲げる要件については、この限りではない。
- (2) 改植又は高接を実施する場合にあっては、次に掲げるいずれかの要件を満たしていること（廃園の取組を除く）。
- ア 担い手が栽培管理する果樹園又は果樹園として栽培管理することが確実な土地（特認植栽の改植先及び新植の場合に限る。）であること。
- イ 農地中間管理機構が保全管理している土地であること。
- ウ 整備事業の実施後1年以内に担い手に集積されることが確実な果樹園であること。ただし、特認団体（要領第2の1の(1)のイの表の支援対象者の欄の「事業実施主体」として中央果実協会が特に必要と認める者をいう。以下同じ。）が改植を実施する場合にあっては実施後2年内に担い手に集積されることが確実な園地であること。
- (3) 改植、高接、廃園、土壤土層改良、特認植栽又は新植を実施する場合にあっては、実施面積が1ヶ所当たり地続きでおおむね2アール以上であること。ただし、自然災害による被害を受けた場合の改植にあっては、支援対象者ごとの合計面積がおおむね2アール以上であること。
- (4) 改植のうち補植改植を実施する場合にあっては、次の全ての要件をみたしていること。
- ア 都道府県の栽培指針等により、対象としようとする品種又は当該品種が属する品目について、補植改植の方法や通常の収穫をあげうるものであることが示されていること。
- イ 産地計画において補植改植の対象とする品種として記載されていること。
- (5) 新植を実施する場合にあっては、次の全ての要件をみたしていること。ただし、実施細則に定める場合にあっては、この限りではない。
- ア 種苗法に基づく品種登録から概ね10年以内の品種又は産地での栽培実績が概ね10年以内の品種（実施細則に定める優良系統を含む。）であった、産地計画に新植の対象品種として記載されていること。
- イ 新植を実施することにより当該産地における当該品目の事業実施年度の前年度の栽培面積を上回らないこと。
- (6) 園内道の整備、傾斜の緩和、排水路の整備、用水・かん水施設の整備、及び、特認事業のうち園地管理軌道施設の整備、防霜設備・防風設備の整備を実施する場合にあっては、受益面積が1ヶ所当たり地続きでおおむね10アール以上であること。
- (7) 廃園を実施する場合にあっては、産地計画に定める産地の範囲内における廃園面積と同等以上の面積の果樹園が、原則として廃園の実施年度の翌年度までに、産地内（県内の他の産地協議会との間で調整を行う場合にあっては調整先の産地内を含む。）の担い手に集積されることが確実であること。ただし、極早生うんしゅうみかんを植栽してある果樹園を廃園する場合にあっては、この限りではない。
- (8) 極早生うんしゅうみかんを植栽してある果樹園を廃園する場合にあっては、当該品種が産地計画に廃園の対象である旨、位置づけられていること。
- (9) 土壤土層改良、傾斜の緩和を実施する場合には、それぞれ土壤土層の物理的な改良、面的な傾斜の緩和を主たる目的とし、原則として重機を用いた土木工事であること。
- (10) 防霜設備・防風設備の整備については、次の全ての要件を満たしていること。
- ア 国の補助事業による整備が困難であること。
- イ 原則として支援対象者が果樹共済に加入していること。
- ウ 試験研究機関、地域農業改良普及センター等の適切な指導の下、当該地区の気象条件、土地条件等の

事前調査並びにこれに基づく設備の設計及び施工を行うこと。

(推進事業実施の要件)

第17条 推進事業を実施する場合にあっては、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 事業を実施する地域が要領第2の1の(2)のアに掲げる要件を満たしていること。
- (2) この事業の支援を受けようとする者が要領第2の1の(2)のウに掲げる要件を満たしていること。  
ただし、中央果実協会が実施細則に定める場合にあっては、この限りではない。
- (3) 事業の推進に必要な関係機関との協力体制が構築されていること。

2 要領第2の1の(2)のエの要件において、対象品目が「なし」の場合であって、推進事業を実施する市町村の区域又は生産出荷団体若しくは中央果実協会が特に必要と認める団体の業務区域における対象品目の果樹共済の加入率が、当該推進事業を実施する者の主たる事務所が所在する都道府県の加入率以上でない場合にあっては、果樹共済の加入率向上を目標として加入推進体制が整備され、加入推進を図るための活動計画や加入目標について関係者の合意形成を行う等により加入率向上のための取組が行われているものとする。

(整備事業の実施計画の手続き)

第18条 整備事業の事業実施計画の承認等の手続きは次によるものとする。

- (1) 整備事業を実施する支援対象者(以下「整備事業支援対象者」という。)は、要綱第3の1の(7)により整備事業に係る果樹経営支援対策整備事業実施計画(様式1号。以下「整備事業実施計画」という。)を作成し、生産出荷団体に提出するものとする。
- (2) 生産出荷団体は、整備事業支援対象者から提出された整備事業実施計画が適切であると認められるときは、これをもとに様式3号により産地総括表を作成し、確認依頼書(様式7号)を添付した上で、整備事業実施計画と併せて承認申請書(様式5-1号)を産地協議会に提出する。
- (3) 産地協議会は、前号により生産出荷団体から整備事業実施計画が提出されたときは、当該整備事業計画について、第27条により事前確認を行い、確認表(様式2-1号)を作成するとともに、様式8号による確認報告を行う。
- (4) 産地協議会は、事前確認後、整備事業計画が産地計画に照らして適切であると認められるときは、第2号により提出された承認申請書(様式5-1号)を添付して、様式5-2号により整備事業実施計画を公社に提出する。
- (5) 公社は、産地協議会から提出された整備事業実施計画が適切と認められるときは、第2号の産地総括表をもとに都道府県総括表(様式13号の別紙1)を作成し、あらかじめ茨城県知事(以下「知事」という。)との協議(様式9号)を了した上で、様式13号により中央果実協会と協議するものとする。  
なお、この場合において、中央果実協会特認事業、中央果実協会特認団体がある場合は、これに係る事業計画(様式23号～様式27号のうち該当するもの)を併せて提出し、その承認を受けるものとする。
- (6) 公社は、中央果実協会から承認の通知があったときは、整備事業実施計画を承認することとし、承認後、速やかに産地協議会を経由して様式10-1号により、第2号の生産出荷団体に通知するものとする。
- (7) 生産出荷団体は、前号の通知があったときは、速やかに様式10-2号により、第1号の整備事業支援対象者に通知するものとする。
- (8) 第1号において、整備事業支援対象者が生産出荷団体に所属していない場合(農地中間管理機構を含む。)は、産地協議会に整備事業実施計画を提出するものとし、第3号から前号に準じて手続きを行うものとする。この場合、産地協議会が第2号の産地総括表を作成するものとする。
- (9) 第5号の知事との協議は、知事への整備事業実施計画の審査事務の依頼をもって代えることができるものとする。ただし、ウの場合には第5号から第7号までのうち公社と中央果実協会及び知事との協議に係る手続きは必要としないものとする。

(10) 整備事業実施計画の承認後、以下に掲げる変更が生じた場合は、第1号から前号に準じて計画の変更を行うものとする。

- ア 都道府県総括表の事業費の総額又は補助金の総額の30%以上の増加
- イ 都道府県総括表の整備事業に掲げる事業メニューの中止
- ウ ア及びイの場合以外における、対象者の変更、事業の取りやめ、事業量又は事業費の30%以上の増加

(推進事業の実施計画の手続き)

第19条 推進事業の事業実施計画の承認等の手続きは次によるものとする。

- (1) 推進事業の支援対象者（以下「推進事業支援対象者」という。）は、要綱第3の1の(7)により推進事業に係る果樹経営支援対策推進実施計画（以下「推進事業計画」という。）を様式4号により作成し、様式5-1号により産地協議会に提出するものとする。
- (2) 産地協議会は、前号により提出された推進事業実施計画が、産地計画に照らして適切であると認められるときは、第1号により提出された承認申請書（様式5-1号）を添付して、様式5-2号により公社に提出するものとする。
- (3) 公社による承認等の手続きは、前条第5号、第6号及び第9号に準じて行うものとする。
- (4) 公社は、前条第6号に準じて推進事業実施計画を承認した後、速やかに産地協議会を経由して第1号の推進事業支援対象者に様式10-1号により通知するものとする。
- (5) 第1号において、推進事業支援対象者の管轄区域が都道府県全域などの場合においては、産地協議会を経由しないで公社に提出することができるものとする。
- (6) 推進事業実施計画の承認後、以下に掲げる変更が生じた場合は、第1号から前号に準じて計画の変更を行うものとする。
  - ア 事業費の総額又は補助金の総額の30%以上の増加
  - イ 推進事業に掲げる事業メニューの中止

(中央果実協会特認事業及び同特認団体の精査)

第20条 第18条又は第19条において、公社が、中央果実協会特認事業、中央果実協会特認団体を中央果実協会に承認申請する場合にあっては、真に産地構造改革に必要なものであるか等について精査するものとする（様式23号～様式27号のうち該当するもの）。

(事業実施計画提出時の産地計画の添付)

第21条 第18条又は第19条において、産地協議会が公社に整備事業実施計画又は推進事業実施計画を提出する際には、知事からの承認文書の写しと併せて産地計画を添付するものとする。ただし、すでに産地計画を提出していて、その後改正がない場合にあっては、産地計画の作成年月日、目標年度及び産地協議会名が分かる資料を添付することをもって代えることができる。

(補助金の交付の申請)

第22条 要綱第3の1の(8)のアの(ア)及び(イ)の補助金交付の申請の手続きは、以下により行うものとする。

- (1) 補助金の交付を受けようとする支援対象者は、補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）を様式11号により公社に提出するものとする。この場合、補助金の交付を受けようとする支援対象者が生産出荷団体に所属している場合は、生産出荷団体を経由して提出するものとする。
- (2) 生産出荷団体は、前号により支援対象者から交付申請書の提出があったときは、その内容を確認の上、これを取りまとめて様式12号により公社に提出するものとする。
- (3) 公社は、前号により生産出荷団体から交付申請書の提出があったときは、交付申請書の内容が整備事業実施計画、推進事業実施計画等に照らして適正と認められることを確認の上、交付申請書を作成し

て、様式14号により、中央果実協会に提出するものとする。

- (4) 公社は、中央果実協会から補助金交付決定通知を受けたときは、速やかに補助金の交付を決定し、生産出荷団体を経由し、又は直接、補助金の交付を受けようとする支援対象者に様式15号により通知するものとする。
- (5) 第1号から前号までの規定は、交付申請を変更する場合に準用する。

#### (補助金交付決定と事業の実施)

第23条 本事業を実施する支援対象者は、原則として、前条第4号の補助金交付決定に基づき、事業を実施するものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上でやむを得ない事情による場合は、あらかじめ公社へその理由を明記した交付決定前着工届を様式16号により提出して、交付決定前に着工することができるものとする。

- 2 前項ただし書きの場合において、本事業を実施する支援対象者は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

#### (整備事業の施行)

第24条 支援対象者は整備事業を実施するときは、当該事業の内容を明確にした上で、原則として3者以上の入札、又は見積りを行い、施行業者選定の経緯を明確にして行うものとする。なお、直営施行は可能とする。

#### (整備事業の実績報告及び補助金の交付)

第25条 整備事業の実績報告及び補助金の交付の手続きは、次によるものとする。

- (1) 整備事業支援対象者は、事業を完了（農地中間管理機構が行う改植においては、伐採・抜根等を完了した場合を含む。）したときは、様式1号により果樹経営支援対策整備事業実績報告書(以下「整備事業報告書」という。)を作成し、生産出荷団体に提出するものとする。
- (2) 生産出荷団体は、整備事業支援対象者から提出された整備事業報告書が適切であると認められるときは、これをもとに様式3号により産地総括表を作成し、果樹経営支援対策事業実績報告兼支払請求（様式17-1号。以下「実績報告兼支払請求書」という。）に添付して産地協議会に提出するものとする。
- (3) 産地協議会は、前号により生産出荷団体から実績報告兼支払請求書が提出されたときは、当該実績報告兼支払請求書について、第28条に定めるところにより、様式8号により事後確認するものとする。
- (4) 産地協議会は、事後確認後、実績報告兼支払請求書が適切であると認められるときは、第2号により提出された産地総括表とともに様式17-3号により公社に提出するものとする。
- (5) 公社は、前号により産地協議会から実績報告兼支払請求書が提出された場合は、その内容について確認を行うとともに、都道府県総括表（様式13号の別紙1）を作成し、実績報告兼支払請求書に添付して、様式18号により速やかに中央果実協会に提出するものとする。
- (6) 公社は、中央果実協会から補助金の額の確定通知を受けた場合は、速やかに補助金の額を確定し、生産出荷団体を経由して、又は直接、様式19号により、整備事業支援対象者に通知するとともに、補助金の交付があったときは、生産出荷団体を経由して、又は直接、速やかに整備事業支援対象者に補助金を交付するものとする。
- (7) 第34条の規定に基づき整備事業支援対象者から委任された生産出荷団体は、公社から補助金の交付があった場合には、速やかに様式20号により整備事業支援対象者ごとに補助金の支払いについて通知するとともに、別に整備事業支援対象者が指定する方法により補助金を支払うものとする。
- (8) 補助金を受領した支援対象者は、受領後、様式21号により補助金受領書を作成、委任した生産出荷団体に提出するとともに、生産出荷団体は、受領書の写し等を公社に提出するものとする。
- (9) 第1号において、整備事業支援対象者が生産出荷団体に所属していない場合（農地中間管理機構を含む。）は、産地協議会に実績報告兼支払請求書を提出するものとし、第3号から第6号に準じて手続き

を行うものとする。この場合、産地協議会が第2号の産地総括表を作成するものとする。

(10) 公社は、第5号で作成した都道府県総括表とともに様式22号により整備事業の実績報告を知事に行うものとする。

#### (推進事業の実績報告及び補助金の交付)

第26条 推進事業の事業実績報告及び補助金の交付の手続きは、次によるものとする。

- (1) 推進事業支援対象者は、事業を完了したときは、実績報告兼支払請求書を作成し、産地協議会に提出するものとする。
- (2) 産地協議会は、前号により提出された実績報告兼支払請求書が適切であると認められるときは、様式17-3号により、公社に提出するものとする。
- (3) 公社は、前号により産地協議会から実績報告兼支払請求書が提出された場合は、その内容について確認を行い、速やかに様式30号により中央果実協会に提出するものとする。
- (4) 公社は、中央果実協会から補助金の額の確定通知を受けた場合は、速やかに補助金の額を確定し、様式36号により推進事業支援対象者に通知し、補助金を交付するものとする。
- (5) 第1号において、推進事業支援対象者が都道府県全域を管轄区域とするなどの場合においては、産地協議会を経由しないで公社に提出することができるものとする。
- (6) 公社は、様式22号により推進事業の実績報告を知事に行うものとする。
- (7) 第34条の規定に基づき推進事業支援対象者が生産出荷団体に補助金交付事務を委任している場合の手続きは前条第7号～第8号によるものとする。

#### (産地協議会による事前確認)

第27条 第18条第3号の産地協議会による事前確認は、次により行うものとする。

- (1) 整備事業の実施を希望する者が要領第2の1の(1)のイの表の支援対象者の要件を満たしていること。なお、支援対象者における担い手の確認に当たっては、第9条の規定に留意するものとする。
- (2) 第15条の対象果樹園の要件及び第16条の整備事業実施の要件をすべて満たしていること。
- (3) 自然災害による被害を受けた園地については、関係市町村職員の協力を得て確認を実施すること。

#### (産地協議会による事後確認)

第28条 第25条第3号の産地協議会による事後確認は、次により行うものとする。

- (1) 整備事業実施計画に掲げる果樹園において整備事業が適正に実施されたこと。
- (2) 定額(要領第2の1の(1)のイの表の補助率の欄の定額の取組をいう。以下同じ。)により補助するものにあっては、改植又は廃園が実施された面積、定率(要領第2の1の(1)のイの表の補助率の欄の定額以外の取組をいう。以下同じ。)により補助するものにあっては、実施された整備事業の事業量を確認する。
- (3) 第16条第2号のウにより、整備事業の実施後又は整備事業の実施に併せて果樹園を担い手に集積する場合においては、集積予定年月に集積がなされていること。
- (4) 自然災害による被害を受けた園地については、関係市町村職員の協力を得て確認を実施すること。

#### (4年後及び8年後の産地協議会による確認)

第29条 産地協議会は、整備事業の実施後4年間(補植改植にあたっては植栽後4年間)に少なくとも1回及び第51条の規定に留意して整備事業実施から8年後(補植改植にあたっては植栽後8年後)に1回、前条第3号に係る確認を行うとともに、第11条第1号により実施された内容及び改植・高接、廃園、特認植栽及び新植による転換等の態様が維持されていることを確認し、様式8号により公社に報告するものとする。

#### (廃園実施後の確認)

第30条 廃園を実施した産地の産地協議会は、廃園の実施年度の翌々年度に、第16条7号の要件を満たすことについて確認を行い、様式8号により公社に報告するものとする。

#### (確認を行う産地協議会)

第31条 第27条から前条の確認は、当該果樹園に係る整備事業支援対象者の所属する産地協議会（整備事業支援対象者が農地中間管理機構である場合にあっては、原則として、整備事業実施計画に掲げる果樹園の所在地を管轄する産地協議会）が行うものとする。ただし、出作地（整備事業実施者の住所地を管轄する産地協議会の区域外に所在する対象果樹園）等、当該果樹園が遠隔地に所在し、当該産地協議会による確認が困難な場合においては、当該果樹園の所在地を管轄する産地協議会（産地協議会が設立されていない産地にあっては、市町村又は生産出荷団体。以下次項において同じ。）に、当該整備事業支援対象者の整備事業実施計画の写しを添付して確認を依頼することができるものとする。

2 前項ただし書きにより、当該果樹園の所在地を管轄する産地協議会が確認を行う場合は、確認を実施した結果について整備事業支援対象者の住所地を管轄する産地協議会に回答するものとし、確認の内容等については、第27条から前条に準じるものとする。

#### (補助金交付果樹園)

第32条 補助金の交付を受けることができる果樹園（以下「助成果樹園」という。）は、第28条第1号により事業が適正に実施されたことについて確認を受けた対象果樹園とする。

#### (補助金の額)

第33条 要領第2の1の（1）のイの表の定額により補助する取組における支援対象者の補助金の額は、原則として、第28条第2号により確認された果樹園の面積（m<sup>2</sup>単位とし、m<sup>2</sup>未満は切り捨てる。）ごとに、この業務方法書別表1の1 整備事業の（1）の（イ）に定めた助成単価を乗じて得た額を合計した額とする。

#### (補助金交付事務の委任)

第34条 支援対象者は、第22条、第25条及び第26条に関する事務を、生産出荷団体に委任することができるものとする。

#### (推進事務費)

第35条 推進事務費（要領第2の1の（1）のウの推進事務費をいう。以下同じ。）の使途の基準等については、この業務方法書別表1の3 推進事務費で定めるものとし、交付対象者は公社及び産地協議会とする。

2 推進事務費に係る補助金の交付等に係る手続きは、次によるものとする。

##### (1) 公社の推進事務費

ア 公社は、推進事務費に係る実施計画（様式31号。以下、「推進計画」という。）を中央果実協会に提出し、その承認を受けるものとする。

イ 公社は、中央果実協会から承認の通知を受けたときは、様式32号により推進事務費に係る補助金交付申請書（以下、「推進事務費交付申請書」という。）を作成し、中央果実協会に提出するものとする。

ウ 公社は、推進事務を完了したときは、様式33号により実績報告兼支払請求書を作成し、中央果実協会に提出するものとする。

##### (2) 産地協議会の推進事務費

ア 推進事務費に係る補助金の交付を受けようとする産地協議会は、様式6-1号により推進計画を作成し、公社に提出するものとする。

イ 公社は、前号により産地協議会から提出された推進計画が適切と認められるときは、中央果実協会と

協議した上で推進計画を承認することとし、承認後、速やかに様式34号により、産地協議会に通知するものとする。

ウ 産地協議会は、前号の通知を受けたときは、様式6-2号により推進事務費交付申請書を作成し、公社に提出するものとする。

エ 公社は、前号により推進事務費交付申請書の提出があったときは、その内容が推進計画に照らして適正と認められることを確認の上、様式32号により業務区域内における産地協議会の推進事務費交付申請書をとりまとめて、中央果実協会に提出するものとする。

オ 公社は、中央果実協会から補助金交付決定通知を受けたときは、速やかに補助金の交付を決定し、様式35号により産地協議会に通知するものとする。

カ 産地協議会は、推進事務を完了したときは、様式6-3号により実績報告兼支払請求書を作成し、公社に提出するものとする。

キ 公社は、前号により産地協議会から実績報告兼支払請求書が提出された場合は、その内容について確認を行い、様式33号により業務区域内における産地協議会の実績報告兼支払請求書をとりまとめて、速やかに中央果実協会に提出するものとする。

ク 公社は、中央果実協会から補助金の額の確定通知を受けたときは、様式36号により、速やかに補助金の額を確定し、産地協議会に補助金を交付するものとする。

#### (本事業の効果的な実施による産地構造改革への配慮)

第36条 公社は、第18条第1号の事業計画ごとに、政策の重要度に応じて中央果実協会が定める政策の重要度の指標に係るポイント等について審査するものとする。

2 産地協議会は、この業務方法書に定める様式（様式13号の別紙7）により第1項に掲げるポイントに係るデータを作成し、第18条第4号において、公社に整備事業実施計画を提出する際に添付するものとする。

また、公社は、同条第5号の公社から知事及び中央果実協会への協議の際に、産地協議会から当該データの提出があった場合には、整備事業実施計画に添付するものとする。

3 中央果実協会から、農地中間管理機構の活用を通じた産地の構造改革を推進する観点から、農地中間管理機構又は同機構から所有権又は貸借権を取得した扱い手による取組が含まれる産地協議会の事業計画に優先的に配分があった場合には、このことを考慮して配分するものとする。

#### (果樹共済への加入等による果樹経営の安定化)

第37条 本事業の実施に当たっては、近年、気象災害が増加していること等にかんがみ、果樹共済への加入等により果樹経営の安定化に努めるものとする。

#### (整備事業実施果樹園の継続的・安定的利用)

第38条 整備事業に係る生産出荷団体は、将来にわたって継続的・安定的に産地内の生産基盤の維持を図る観点から、この事業を実施した果樹園に係る台帳を整備し、当該果樹園の産地内での利活用を図るよう努めるものとする。

#### (関係様式)

第39条 本事業の手続きに係る様式その他必要な様式は、別途定めるものとする。

### 第3節 果樹未収益期間支援事業

#### (事業の内容等)

第40条 果樹未収益期間支援事業（以下第3節において「本事業」という。）は、競争力の高い産地の育

成を強化するため、支援対象者（要領第2の2の（1）のアの支援対象者をいう。以下同じ。）に対し、第2節の果樹経営支援対策事業又は要領第2の2の（1）のアの（エ）若しくは（オ）の取組により改植（補植動改植を除く。）、特認植栽又は新植（以下第3節において「改植等」という。）が実施された後、要領第2の2の（1）のイの果樹未収益期間に要する経費の一部を補助する事業とする。

2 前項の事業の実施者は、公社とする。

#### （支援の対象となる取組）

第41条 要領第2の2の（1）のアの（ア）の「事業実施主体が定める果樹の改植の取組」として中央果実協会が定める改植の取組は、果樹経営支援対策事業による改植等（実施細則で定める果樹への改植に限る。）であって、かつ同一の整備事業実施計画に記載された同一年度内に完了する改植等の面積の合計が支援対象者ごとにおおむね2アール以上であること。ただし、果樹未収益期間を短縮することをもって生産性の向上が期待されると認められる技術を導入する改植等の取組は支援の対象としない。

#### （支援対象者の承認等）

第42条 本事業の支援を受けようとする者（要領第2の2の（1）のアの（エ）及び（オ）の支援対象者を除く。以下、第43条及び第44条において同じ。）は支援対象者としての承認を受けるものとし、その手続きは、要領第2の2の（1）のアの（ウ）の支援対象者の場合を除き、第18条の手続きと一体的に行うものとする。なお、要領第2の2の（1）のアの（ウ）の支援対象者の場合にあっては、農地中間管理機構を通じて行うものとする。また、同一の園地において、改植等を行う者と異なる者が本事業の支援を受けようとする場合にあっては、改植等を行う者が本手続きを第18条の手続きと取りまとめて行うものとする。

#### （補助金の交付の申請）

第43条 要綱第3の2の（6）の補助金交付の申請の手続きは、第22条の手続きと一体的に行うものとする。ただし、要領第2の2の（1）のアの（ウ）の支援対象者の場合及び同一の園地において、改植等を行う者と異なる者が本事業の支援を受けようとする場合にあっては、第42条に準じて行うものとする。

#### （支援対象者の確定報告及び補助金の交付）

第44条 支援対象者の確定報告及び補助金の交付の手続きは、第25条の手続きと一体的に行うものとする。ただし、要領第2の2の（1）のアの（ウ）の支援対象者の場合及び同一の園地において、改植等を行う者と異なる者が本事業の支援を受けようとする場合にあっては、第42条に準じて行うものとし、改植を行った者から当該園地の所有権又は賃借権等の移転がなされたことを証する書面を提出するものとする。

#### （補助金の額等）

第45条 支援対象者ごとの補助金の額は、第41条第1号の改植等の園地ごとの面積に、この業務方法書別表2の3（助成単価等）に定める助成単価及び要領第2の2の（1）のイの支援対象期間の4年間（要領第2の2の（1）のイの場合にあっては、改植等の後に農地中間管理機構による保全管理が行われた年数（1年に満たない日数は、これを切り捨てて得た年数。）を減じた年数）を乗じて得た額を合計した額とし、当該額を支援対象者に一括して交付するものとする。

#### （補助金交付事務の委任）

第46条 支援対象者は、第43条及び第44条に関する事務を、生産出荷団体に委任することができるものとする。

(関係様式)

第47条 本事業の手続きに係る様式は、別途定めるものとする。

第3章 その他

(報告の徵取及び閲覧)

第48条 公社は、必要があると認めるときは、事業に関連する必要な範囲において、支援対象者及び事業実施者（以下「事業関係者」という。）に対し、業務及び資産の状況その他必要な事項について報告させ、また、事業関係者の事務所その他事業場等に立入り、帳簿、書類その他必要な物件を調査することができる。

2 公社及び事業関係者は、この事業に係る帳簿及び証拠書類を事業完了した日から起算して5年間整備保管するものとする。ただし、第28条第2号及び第3号に定める事後確認が必要なものについては、第29条に定める報告に支障がないように、当該確認に関する書類の保管期間を延長するものとする。

(中央果実協会への届出)

第49条 公社は、この業務方法書の制定又は変更を行った場合には、速やかに当該業務方法書の写しを中央果実協会に届出るものとする。

2 公社は、定款（定款の変更も含む。）を作成した場合には、速やかに当該定款の写しを中央果実協会に提出するものとする。

(事業の終了)

第50条 公社は、国の事業が終了した場合又は中央果実協会の事業が終了した場合は、業務を終了するものとする。

(財産処分等の手続き)

第51条 支援対象者は、事業により取得し、又は効用の増加した財産（ただし、機械及び器具については1件当たりの取得価格が50万円以上のものとする。）について、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）に定められている処分制限期間（ただし、当該農林省令で定めのない財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間）内に当初の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「承認基準」という。）の定めるところに準じ、公社の承認を受けなければならない。

また、公社が当該申請の内容を承認するときは、あらかじめ中央果実協会の承認を受けなければならぬ。

2 事業実施者は、果樹経営支援対策事業により改植（移動改植及び補植改植を含む。）、高接、特認植栽、新植又は果樹未収益期間支援事業を実施し補助金が交付された果樹園において、当該果樹園において実施された改植、高接、特認栽培若しくは新植に係る補助金の交付の翌年度から起算して8年を経過しない間に、当該事業実施計画において承認を受けた品目・品種（產地計画において今後振興すべき品目又は品種として明記されたものを除く。）への植栽、果樹未収益期間支援事業の対象品目・品種から果樹未収益期間支援事業の対象とならない品目・品種への植栽、当該果樹園の所有権若しくは賃借権等を移転しようとするとき（ただし、第44条の手引きにおいて当該果樹園の所有権若しくは賃借権等の移転がなされたことを証する書面がすでに提出されている場合を除く。）又は耕作放棄を含め当該果樹の栽培の中止等をしようとするときは、様式38-1又は38-2号により公社に届け出るものとする。

3 事業実施者は、傾斜の緩和又は土壤土層改良を行ったことに対して補助金が交付された果樹園について、交付の翌年度から起算して8年を経過しない間に、移転、当該果樹園での栽培の中止等をしようとする

きは、様式38-3号により公社に届け出るものとする。

4 事業対象者は、第1項に定める財産が処分制限期間内に天災その他の災害を受けた時は、直ちに様式39号により公社に報告するものとする。

公社は、当該報告を受けた時は、当該施設等の被害状況を調査確認し、遅滞なくその内容を中央果実協会に報告するものとする。

5 事業実施者は、第1項に定めた財産について、移転、更新又は生産能力、利用規模若しくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を当該財産の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ様式40号により公社に届け出るものとする。

6 第1項から第5項までのいずれかに該当し、交付決定条件からみて補助金の返還事由に該当する場合には、様式41号により、事前に公社の承認を得た上で、補助金返還を行うものとする。

#### (仕入れに係る消費税等の扱い)

第52条 事業実施者は、公社へ交付申請を提出するに当たって、各事業対象者等の当該補助金に係る消費税仕入控除額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額に補助率に乗じて得た金額）があり、かつ、それが明らかな場合には、別に定めるところにより、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において、当該補助金に係る消費税仕入控除額が明らかでない各事業対象者等に係る部分については、この限りではない。

2 事業実施者は、公社へ実績報告を行う場合にあっては、当該補助金に係る消費税仕入控除額が明らかになった場合には、別に定めるところにより、これを補助金から減額して報告しなければならない。

3 事業実施者は、公社へ実績報告の提出後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額が確定した場合には、別に定めるところにより、その金額（2により減額した場合にあっては、その金額を上回る部分の金額）を公社に報告するとともに、これを返還しなければならない。

#### (実施細則)

第53条 公社は、この業務方法書に定めるもののほか、その業務に関し必要な事項について実施細則を定めることができる。

2 公社は、前項の実施細則を定め、又はこれを変更したときは、中央果実協会に届け出るものとする。

#### (準用)

第54条 公社は、この業務方法書に定めるもののほか、中央果実協会の業務方法書に準じることができる。

#### (附則)

1 この業務方法書の変更は、知事の承認のあった日から施行し、平成29年4月1日から施行する。

2 要領第9の1の規定に基づき、対象とされた自然災害等の被害を受けた果樹について実施する改植等で、平成29年度事業計画承認以前に着手したものについては、平成29年度の事業計画に含めて申請・承認できるものとする。

別表1（果樹経営支援対策事業関係）

事業の種類	補助対象となる経費、補助率等
1 整備事業	
(1) 優良品目・品種への転換	
ア 改植	<p>(ア) 補助対象となる経費 伐採・抜根費、深耕・整地費、土壤改良用資材費、苗木代、植栽費等の経費</p> <p>(イ) 補助率</p> <p>a かんきつ類の果樹からの改植（パインアップルへの改植を除く） 定額 23万円/10アール</p> <p>b 主要果樹への改植（aに該当する場合を除く） 定額 17万円/10アール</p> <p>c りんごのわい化栽培、なし、かき及びすもものジョイント栽培、ぶどうの垣根栽培（ただし、加工用に仕向けられるものに限る）への改植（a、bに関わらず） 定額 33万円/10アール</p> <p>d a、b、cのいずれの場合にも該当しない改植 定率 2分の1以内</p> <p>注：主要果樹とは、かんきつ類の果樹、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びイチジクをいう。</p> <p>e 農地中間管理機構又は農地中間管理機構と同様な活動を行っている者と中央果実協会が認めた者が行う改植にあって、一定の要件を満たす場合にあっては、次の額をa、b、cの額にそれぞれ加算する。 定額 2万円/10アール</p> <p>f 支援対象者の農地中間管理機構が定額の補助率の改植を行う場合にあって、年度ごとに額の確定を行う場合には、次のとおりとする。</p> <p>(a) 最初の年度においては、改植に要した補助対象経費の2分の1の額と、a、b、cの額の該当する額（eの額を加算した場合は加算後の額）のいずれか低い額とする。</p> <p>(b) 改植の完了した年度においては、a、b、cの額の該当する額（eの額を加算した場合は加算後の額）から上記(a)の額を差し引いた額とする。</p> <p>g 支援対象者の農地中間管理機構が定率の補助率の改植を行い年度ごとに額の確定を行う場合には、当該年度の改植に要した補助対象経費の2分の1以内とする。</p> <p>(イ) (イ)のbに関わらず、当該改植に係る費用、植栽の密度等の観点から、中央果実協会が生産局長と協議して認める主要果樹への改植にあっては、(イ)のcに定める補助率を適用する。</p> <p>(エ) 同一品種の改植 業務方法書第11条の（1）のエの中央果実協会が実施細則に定める場合とは、改植が必要な場合であって、かつ次のいずれかの場合とする。</p> <p>① りんごのわい化栽培</p> <p>② 産地計画に生産性向上が期待される技術として位置づけられている技術を導入する場合</p> <p>③ 産地計画に位置付けられた優良系統（同一品種の中で、高糖度系、着色系統、収穫時期が早い等の当該品種の通常の系統と異なる優良な特性を持つとして通常の系統と区別されて取引されている苗木を用いるものをいう。以下同じ。）</p>

イ 高接	<p>) を導入する場合</p> <p>④ 自然災害による被害を受けた園地にあっては、すでに生産性の向上が期待される技術が導入されている場合、又は、産地計画書に記載されている優良品目・品種が植栽されている場合</p> <p>(オ) 自然災害時の補助対象経費等</p> <p>自然災害による被害を受けた園地の改植については、次の a の経費を補助対象に加えることができる。a の経費の補助率は b によるものとする。</p> <p>なお、業務方法書第16条第3号の自然災害とは、一定の広がりの地域において発生した自然災害であって、県、市町村等の被害対策の検討、指導等により改植を必要と判断される被害を生じているものをいう。</p> <p>a 補助対象となる経費</p> <p>(a) 改植と一体的に行う場合の果樹棚又はトレリスの設置に必要な資材費</p> <p>(b) 改植を予定する被災した樹体の防除、枝落とし等の費用</p> <p>b 補助率</p> <p>定率 2分の1以内</p> <p>(カ) 自然災害時の提出資料</p> <p>(ア) の申請に当たり産地協議会は、以下の事項を確認できる資料を提出するものとする。</p> <p>a 被災証明書等自然災害の被害、対策等が確認できる資料</p> <p>b 改植の対象となる被災園地において補植的に改植する場合には改植実施箇所及び改植事業実施面積の算出根拠がわかる図面等</p> <p>(キ) 災害復旧対策等で伐採・抜根・整地等を行った場合には、(ア)に関わらず、伐採・抜根・整地等に要した経費については、補助対象としない。</p> <p>また、補助率については、(イ)に関わらず2分の1以内とする。</p> <p>(ク) 改植単価の加算の要件</p> <p>(イ) の e の一定の要件を満たす場合と、農地中間管理機構が産地協議会に参画し又は参画の予定があつて、果樹園地の集約化等の取組を行つており、かつ、次のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>a 2号遊休農地又は管理不良園地であつて、改植に伴い追加的な土壤土層改良の経費が嵩む場合</p> <p>b 中央果実協会が以下の場合に該当すると認めた場合</p> <p>(a) 改植に伴い軽微な園地の改変等が必要な園地であつた、追加的な土壤土層改良等の経費が必要な場合</p> <p>(b) 産地協議会と農地中間管理機構との間で、同機構を活用して受け手の担い手が後継者のいない高齢者から園地を借り受ける取り決めがあらかじめなされている園地であつて、追加的な土壤土層改良の経費が必要な場合</p> <p>(ケ) (ク)が柱書きの要件を満たし、かつ、(ク)の b の(b)を満たす場合であつて、農地中間管理機構が実施するより効率的である等合理的な理由があると、中央果実協会が認めた場合には、担い手が行う改植について、(イ)の e の規定を準用する。</p> <p>(コ) (ク) 及び (ケ) の場合における改植の実施面積は、担い手に園地を集約・集約化する場合には、概ね5アール以上、新規就農者に園地を集積・集約化する場合には概ね10アール以上とする。</p> <p>(ア) 補助対象となる絏費</p> <p>整枝・穂木調整費、高接費、穂木代等の絏費</p> <p>(イ) 補助率</p>
------	--

	2分の1以内
(2) 小規模園地整備	
ア 園内道の整備	(ア) 補助対象となる経費 舗装経費、資材費、掘削費、労働費等の経費 (イ) 補助率 2分の1以内
イ 傾斜の緩和	(ア) 補助対象となる経費 重機リース代・燃料費、均平・法切り費、法面保護費等の経費 (イ) 補助率 2分の1以内
ウ 土壤土層改良	(ア) 補助対象となる経費 重機リース代・燃料費、深耕・整地費、土壤改良用資材費等の経費 (イ) 補助率 2分の1以内
エ 排水路の整備	(ア) 補助対象となる経費 排水施設費（明きよ、暗きよ、貯水槽、排水施設、ポンプ等）等の経費 (イ) 補助率 2分の1以内
(3) 廃園	
ア 補助対象となる経費	
	伐採・抜根費、整地費、植林費等の経費
イ 補助率	
a うんしゅうみかん等の果樹園の廃園	定額 10万円/10アール
b りんごの果樹園の廃園	定額 8万円/10アール
c 上記以外の果樹園の廃園	定率 2分の1以内
	注：うんしゅうみかん等とはうんしゅうみかん、なつみかん、はっさく、いよかん、ネーブルオレンジ
(4) 用水・かん水施設の整備	
ア 補助対象となる経費	
	揚水施設費、撒水施設費、自動制御装置費等の経費
イ 補助率	
	2分の1以内
(5) 特認事業	
ア 補助対象となる事業及び経費	
(ア) 園内道の代替施設としての園地管理軌道施設の整備（同種・同能力のものを再度整備することを除く。）については、補助対象となる経費は施設導入・設置費、資材費、掘削費等の経費とする。	
(イ) 特認植栽については、補助対象となる経費は、深耕・整地費、土壤改良資材費、苗木代、植栽費等の経費とする。ただし、受益面積はおおむね2アール以上とする。	
(ウ) 防霜設備、防風設備の整備については、補助対象経費は設備の整備に要する防霜ファン、防風ネット・支柱等の資材費、設備費等の経費とする。	

	<p>(イ) 新植については、補助対象経費は深耕・整地費、土壌改良資材費、苗木代、植栽費等の経費とする。</p> <p>イ 補助率 2分の1以内</p> <p>ウ 業務方法書第16条の(5)の実施細則に定める場合とは、次のいずれかに該当する場合をいう。</p> <p>(ア) 次のいずれかに該当し又は該当することが確実であると認められ、産地計画において新植の対象品種又は優良系統((1)のアの(エ)の優良系統をいう。この場合、aからeにおいて、「品種」とあるのは「優良系統」と読み替えるものとする。)として記載されている場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 当該産地において実需者等と安定的な契約取引(産地で果実を加工して出荷する場合にあっては、当該加工品についての契約取引。ただし、専ら規格外品等が用いられる場合を除く。)が行われている品種であること</li> <li>b 当該産地においてブランド化(他の地域、他の品種と差別化が図られ販売されているもの)されている品種であること</li> <li>c 我が国において海外に輸出している品種であること</li> <li>d 当該品種又はその属する品目について、消費量が増加している、栽培面積が増加している又は輸入数量が多く国産ニーズがあること</li> <li>e 国産花粉の確保が緊急的に求められている品目(キウイフルーツ)における花粉採取用のオス樹又はなしの受粉樹(ただし、花粉採取専用に植栽されるなしに限る。)の品種であること</li> </ul> <p>(イ) 過去5年以内に大規模基盤整備(受益面積が5ha以上の基盤整備(災害復旧等を除く。))が完了した土地であって、すでに果樹の樹体が抜根されている土地に新植する場合。</p> <p>(ウ) 市町村から「青年等就農計画」の承認を受けた「認定新規就農者」が新植を行う場合。</p>
2 推進事業	
(1) 労働力調整システムの構築	<p>ア 補助対象となる事業及び経費 無料職業紹介所の設置その他の労働力調整システム構築のための先進事例調査費、会議資料費、農家等説明会資料費、農家等意向調査費、求人台帳等整備費、広報宣伝費、臨時雇用者等の就労前技術研修又は新規就農者の研修のための研修園借上料、指導員旅費・謝金等の経費</p> <p>イ 補助率 2分の1以内</p>
(2) 果実供給力維持対策・園地情報システムの構築	<p>ア 補助対象となる事業及び経費</p> <p>(ア) 果実供給力維持対策 検討会の開催、委員謝金・旅費、産地情報補完調査(アンケート・聞き取り調査)、産地情報分析のためのコンサルタント費、情報集約・整理のための機器のリース費</p> <p>(イ) 園地情報システムの構築 園地情報は握のための調査費、支援情報システムの構築のための園地情報入力費、G I Sデータ作成費、地図情報システム導入費、検討会出席旅費、情報端末機器導入費、荒廃園地発生抑制のための栽培管理の講師招へい費、研修時の整枝費、防除費等の経費</p>

	<p>イ 補助率 果実供給力維持対策 定額 園地情報システムの構築 2分の1以内</p> <p>(3) 大苗育苗ほの設置</p> <p>ア 補助対象となる事業及び経費 (ア) 大苗育苗ほの設置 苗木育苗ほ又は接木用穂木採ほ園の設置のためのほ場借料、接木用台木購入費、接木用穂木購入費、苗木購入費、母樹購入費等の経費 (イ) 穂木の配布用母樹の育成・維持強化 網室の整備費 (ウ) 自然災害対応の苗木生産 苗木生産ほの設置のためのほ場借地料、穂木・台木購入費等の経費</p> <p>イ 補助率 2分の1以内</p> <p>(4) 新技術等の導入・普及支援</p> <p>ア 補助対象となる事業及び経費 新技術等の導入、定着・標準化のための実証ほ借地料、実証用資材費、技術導入・普及研修会資料印刷費、会場借料、講師旅費、謝金、最新技術の調査費、システム開発・管理コンサルタント費、産地の技術革新のためのＩＣＴ機器等導入費等の経費</p> <p>イ 補助率 2分の1以内</p> <p>(5) 販路開拓・ブランド化の推進強化</p> <p>ア 補助対象となる事業及び経費 販路開拓を推進強化するための先進事例調査費、消費者・流通及び小売業者等の意向調査費、ブランド・マーケティング専門家招へい費、展示会出展費、ブランド検討のための委員等旅費・謝金、会場借料、非破壊検査機器の導入等の経費</p> <p>イ 補助率 2分の1以内</p> <p>(6) 輸出用果実の生産・流通体系の実証</p> <p>ア 補助対象となる事業及び経費 輸出用果実の生産・流通体系を実証するための実証ほ借上料、実証用資材費、実証ほ試験設計・成績検討会資料印刷費、残留農薬分析費、輸出用防除暦印刷費研修会講師旅費・謝金、研修会資料印刷費、研修旅費、輸出専用園地の設置に要する看板・モニタリングトラップ等資材費、GAP・トレーサビリティーシステム検討会資料印刷費、マニュアル印刷費、システム借上費等の経費</p> <p>イ 補助率 2分の1以内</p> <p>(7) 産地キャリアプランの推進</p> <p>ア 補助対象となる事業及び経費 「産地キャリアプラン」の策定検討会開催、委員謝金・旅費、「産地キャリアプラン」リーフレット作成費、「産地キャリアプラン」情報発信のためのホームページ作成費・新聞広告費、研修園地借料、研究用機器リース費等</p> <p>イ 補助率 「産地キャリアプラン」の策定・情報発信 定額</p>
--	--

	研修関係	2分の1以内																														
3 推進事務費	<p>ア 補助対象となる経費 下表に掲げる対象経費</p> <p>イ 補助率 定額</p> <p>ウ 推進事務費の使途の基準等 果樹経営支援対策事業及び果樹未収益期間支援事業を行うに必要な次に掲げる経費</p> <p>次に掲げる経費</p>	<table border="1"> <tr> <td>対象</td><td>旅費</td><td>普通旅費（設計審査、検査等のために必要な旅費） 日額旅費（官公署等への常時連絡及び工事の施工、監督、測量、調査又は検査のための管内出張旅費） 委員等旅費（委員に対する旅費）</td></tr> <tr> <td>経費</td><td>賃金</td><td>日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金</td></tr> <tr> <td></td><td>共済費</td><td>賃金が支弁される者に対する社会保険料</td></tr> <tr> <td></td><td>報償費</td><td>謝金</td></tr> <tr> <td></td><td>需用費</td><td>消耗品費（各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、その他消耗品） 燃料費（自動車等の燃料費） 印刷製本費（図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費） 修繕費（器具類の修繕費）</td></tr> <tr> <td></td><td>役務費</td><td>通信運搬費（郵送料、電信電話料及び運搬費等）、振込手数料（物品代金・謝金に係るもの）</td></tr> <tr> <td></td><td>使用料及び賃借料</td><td>会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料</td></tr> <tr> <td></td><td>備品購入費</td><td>当該事業実施に必要な機械器具等購入費</td></tr> <tr> <td></td><td>光熱水料</td><td>機械器具の操作、事務の執行に必要な電気料金等</td></tr> <tr> <td></td><td>交付対象機関</td><td>公社、産地協議会又はこれに準じる事務処理を行う機関</td></tr> </table>	対象	旅費	普通旅費（設計審査、検査等のために必要な旅費） 日額旅費（官公署等への常時連絡及び工事の施工、監督、測量、調査又は検査のための管内出張旅費） 委員等旅費（委員に対する旅費）	経費	賃金	日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金		共済費	賃金が支弁される者に対する社会保険料		報償費	謝金		需用費	消耗品費（各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、その他消耗品） 燃料費（自動車等の燃料費） 印刷製本費（図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費） 修繕費（器具類の修繕費）		役務費	通信運搬費（郵送料、電信電話料及び運搬費等）、振込手数料（物品代金・謝金に係るもの）		使用料及び賃借料	会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料		備品購入費	当該事業実施に必要な機械器具等購入費		光熱水料	機械器具の操作、事務の執行に必要な電気料金等		交付対象機関	公社、産地協議会又はこれに準じる事務処理を行う機関
対象	旅費	普通旅費（設計審査、検査等のために必要な旅費） 日額旅費（官公署等への常時連絡及び工事の施工、監督、測量、調査又は検査のための管内出張旅費） 委員等旅費（委員に対する旅費）																														
経費	賃金	日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金																														
	共済費	賃金が支弁される者に対する社会保険料																														
	報償費	謝金																														
	需用費	消耗品費（各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、その他消耗品） 燃料費（自動車等の燃料費） 印刷製本費（図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費） 修繕費（器具類の修繕費）																														
	役務費	通信運搬費（郵送料、電信電話料及び運搬費等）、振込手数料（物品代金・謝金に係るもの）																														
	使用料及び賃借料	会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料																														
	備品購入費	当該事業実施に必要な機械器具等購入費																														
	光熱水料	機械器具の操作、事務の執行に必要な電気料金等																														
	交付対象機関	公社、産地協議会又はこれに準じる事務処理を行う機関																														
4 支援対象者	(1)業務方法書第16条第1号の実施細則に定める場合とは、次の各号に該当する場合 (ア)本事業の支援を受けようとする者が生産出荷組織に属している場合であつて、当該生産出荷組織が要綱第2の1の生産出荷目標の配分を受けている場合 (イ)本事業の支援を受けようとする者が市場出荷をしていない場合 (ウ)本事業の支援を受けようとする者又はその者が所属している生産出荷組織の住所を管轄する都道府県に都道府県果協が存在しない場合																															

	(2)業務方法書第17条第1項第2号の実施細則に定める場合とは、次の各号に該当する場合 (ア) 本事業の支援を受けようとする者が市場出荷をしていない場合 (イ) 本事業の支援を受けようとする者の住所を管轄する都道府県に都道府県果樹協が存在しない場合
--	--

別表2（果樹未収益期間支援事業関係）

項目	補助対象となる経費及び補助率等
1 補助対象経費	要領第2の2の(1)のイの果樹未収益期間において、果樹の育成に要する経費
2 補助対象果樹等	<p>業務方法書第41条の実施細則で定める果樹については、次のものを除く。果樹農業振興特別措置法施行令（昭和36年政令第145号）第2条に定める果樹（ただし、パインアップルを除く）、アボカド、アンズ、イチジク、ぎんなん、クルミ、サンショウウ、ネクタリン、パパイア、ブルーン、オリーブ、パパイア及びマンゴー、やまぶどう、ライチ及び中央果実協会が本事業の対象となることを承認した果樹とし別表1の1の(5)の(ア)のeの品種を除く。</p> <p>補助対象に加えたい果樹がある場合には、支援対象者の申告を行う前に、公社が生産出荷団体からの申請に基づき、知事との協議を経て中央果実協会に申請することとし、妥当と認められるものについて対象とすることができるものとする。なお、申請に当たっては、当該果樹の改植後の経営収支等の推移に係る資料を付して行うものとする。</p>
3 助成単価等	この業務方法書第45条に定める助成単価は5.5万円／10アールとする。